

◎税額の計算方法

- 総所得金額①ー所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額と記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割（総合課税分）
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

Table with 2 columns: 種類, 控除額. Rows include 雑損控除, 医療費の実負担額, 医療費控除.

◎税額の計算方法

- 総所得金額①ー所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額と記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割（総合課税分）
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

Table with 2 columns: 種類, 控除額. Rows include 雑損控除, 医療費の実負担額, 医療費控除.

◎税額の計算方法

- 総所得金額①ー所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額と記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割（総合課税分）
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

Table with 2 columns: 種類, 控除額. Rows include 雑損控除, 医療費の実負担額, 医療費控除.

Table with 3 columns: 社会保険料控除, 支払金額, 控除額. Rows include 生, 命, 保, 険, 料, 控, 除, 地, 産, 保, 険, 料, 控, 除.

Table with 3 columns: 納税者本人の所得金額, 配偶者控除, 扶養控除, 基礎控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

Table with 4 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. Rows include 基礎控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

◎税額控除(配当控除)

Table with 4 columns: 種類, 課税所得金額, 1,000万円以下, 1,000万円超. Rows include 利益の配当等, 外債証券以外の証券投資信託, 外債証券証券投資信託.

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から33年までに入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額（前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

Table with 3 columns: 区分, 市町村民税, 道府県民税. Rows include 市町村民税, 道府県民税.

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年分に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合は当該30%に相当する金額）が2万円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3 所得税法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2万円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて左欄の割合を乗じて算出した道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得額の20%に相当する金額を超えたときは、その20%に相当する金額）

Table with 3 columns: 課税所得金額から入附除算調整額を控除した金額, 割合. Rows include 0円以上195万円以下, 195万円超300万円以下, 330万円超605万円以下, 605万円超900万円以下, 900万円超1,800万円以下, 1,800万円超4,000万円以下, 4,000万円超.

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)

Table with 2 columns: 市町村民税, 道府県民税. Rows include 市町村民税, 道府県民税.

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)

Table with 2 columns: 市町村民税, 道府県民税. Rows include 市町村民税, 道府県民税.

◎税額控除(配当控除)

Table with 4 columns: 種類, 課税所得金額, 1,000万円以下, 1,000万円超. Rows include 利益の配当等, 外債証券以外の証券投資信託, 外債証券証券投資信託.

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から33年までに入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額（前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

Table with 3 columns: 区分, 市町村民税, 道府県民税. Rows include 市町村民税, 道府県民税.

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

Table with 3 columns: 区分, 市町村民税, 道府県民税. Rows include 市町村民税, 道府県民税.

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

Table with 4 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. Rows include 基礎控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

Table with 4 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. Rows include 基礎控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

◎税額控除(配当控除)

Table with 4 columns: 種類, 課税所得金額, 1,000万円以下, 1,000万円超. Rows include 利益の配当等, 外債証券以外の証券投資信託, 外債証券証券投資信託.

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から33年までに入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額（前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

Table with 3 columns: 区分, 市町村民税, 道府県民税. Rows include 市町村民税, 道府県民税.

備考 1 市町村は、この通知における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。

3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。

5 変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。

6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

平成 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

市町村長殿	現住所	整理番号
	1月1日現在の住所	業種又は職業
	フリガナ	電話番号
提出年月日	氏名	個人番号
年 月 日	印	
	生年月日 明・大 昭・平	世帯主の氏名
		続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩	社会保険の種類	支払った保険料	円
控除			
	合計		
⑫	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
生命保険料	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
控除	介護医療保険料の計		円
⑬	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
地震保険料控除			
⑭～⑮	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
⑯	障害者	障害の程度	級度
控除	1	フリガナ氏名	個人番号
	2	フリガナ氏名	個人番号
⑰～⑱	配偶者	生年月日 明・大 昭・平	円
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計者控除	配偶者の合計所得金額		
⑲	扶養	同居・別居の区分	控除額 万円
控除	1	フリガナ氏名	個人番号
	2	フリガナ氏名	個人番号
	3	フリガナ氏名	個人番号
	4	フリガナ氏名	個人番号

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
	雑	公的年金等	キ	
	総合譲渡	その他	ク	
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
	雑		⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
	合計	⑨		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩		
	小規模企業共済等掛金控除	⑪		
	生命保険料控除	⑫		
	地震保険料控除	⑬		
	寡婦(寡夫)控除	⑭		
	勤労学生、障害者控除	⑮～⑯		
	配偶者控除	⑰		
	配偶者特別控除	⑱		
	扶養控除	⑲		
	基礎控除	⑳	330,000	
⑩から㉑までの計	㉑			
雑損控除	㉒			
医療費控除	㉓			
合計	㉔			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要があります。

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1	フリガナ氏名	生年月日 明・大 昭・平	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	2	フリガナ氏名	生年月日 明・大 昭・平	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	3	フリガナ氏名	生年月日 明・大 昭・平	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

⑳	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉑	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所	受付日付印
氏名	

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等		円			
合計		円			
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
賞与等			円	
合計			円	
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					円
一時						円
ニ 合計				イ+(ロ+ハ)×1/2		

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	明・大 昭・平	専従者給与 (控除)額
1				
2				
3				

所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
2			
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

平成 年度分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除申告書 (一)

第五号の五の二様式 (第二条関係)

平成 年 月 市町村長 殿	整理番号
住 所	フリガナ
	氏 名 ⑩
個人番号	
平成 年 1月1日 現在の住所	生年月日 明・大 昭・平 . .
	電話番号

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象）

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

2. 住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金 又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金（特例控除対象以外）

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金

(注) 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県	円
	市区町村	
	都道府県	
	市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書 (一) 受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能制の納付に關し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に關し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能制」及び「種別割」の各欄内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から輸入する場合の自動車税環境性能制の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「種別」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初年度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在」には、上段に都道府県、市町村名、番地を記入すること。また、納税義務者がビザ等に入室している場合又は同居人である場合には、ビザ等の名称のほかに棟号数、室番号又は○横方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「用途」、「種別」、「管・区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07.バス(その他)」、「09.特種用途自動車」又は「10.その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合はのみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初年度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を名称とその金額を記入すること。
- 「課税区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準5%低減達成のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車を指すこと。

なお、平成32年度燃費エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、次の【乗用車】の01～11又は12.5以下「バス・トラック」のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」「22年度燃費基準+110%達成」「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「27年度燃費基準+25%達成」に、「27年度燃費基準+57%達成」は「27年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | | | |
|---|--|---|--------------------------------------|
| 01. ★★★か→32年度燃費基準+40%達成カノン車(非課税) | 02. ★★★★★か→32年度燃費基準+30%達成カノン車(非課税) | 03. ★★★★★か→32年度燃費基準+20%達成カノン車(非課税) | |
| 04. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成カノン車(非課税) (■2.9.30まで) | 05. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成カノン車(非課税) (■2.9.30まで) | 06. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成カノン車(非課税) (■2.9.30まで) | |
| 07. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 07. 01～06に該当しないカノン車(自家用:2/100、営業用:2/100) (■2.9.30まで) | 07. 01～06に該当しないカノン車(自家用:2/100、営業用:2/100) (■2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:1/100、営業用:非課税) | 09. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:2/100、営業用:0.5/100) (■2.10.1以降) | 10. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:2/100、営業用:0.5/100) (■2.10.1以降) | |
| 10. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:3/100、営業用:1/100) | 11. 01～03及び08～10に該当しないカノン車(自家用:3/100、営業用:2/100) (■2.10.1以降) | 11. 01～03及び08～10に該当しないカノン車(自家用:3/100、営業用:2/100) (■2.10.1以降) | |
| 12. ★★★★★か→32年度燃費基準+40%達成L P G車(非課税) | 13. ★★★★★か→32年度燃費基準+30%達成L P G車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) (■2.9.30まで) | 14. ★★★★★か→32年度燃費基準+20%達成L P G車(非課税) | |
| 15. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成L P G車(非課税) (■2.9.30まで) | 16. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) (■2.9.30まで) | 17. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:2/100、営業用:2/100) (■2.9.30まで) | |
| 17. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:1/100、営業用:非課税) | 18. 12～17に該当しないL P G車(自家用:2/100、営業用:2/100) (■2.10.1以降) | 19. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:1/100、営業用:非課税) | |
| 19. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:1/100、営業用:非課税) | 20. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:2/100、営業用:2/100) (■2.10.1以降) | 20. ★★★★★か→32年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:2/100、営業用:2/100) (■2.10.1以降) | |
| 21. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成L P G車(自家用:3/100、営業用:1/100) | 22. 12～14及び19～21に該当しないL P G車(自家用:3/100、営業用:2/100) (■2.10.1以降) | 22. 12～14及び19～21に該当しないL P G車(自家用:3/100、営業用:2/100) (■2.10.1以降) | |
| 22. 5t以下バス・トラック) | 23. ★★★★★か→27年度燃費基準+25%達成カノン車(非課税) | 24. ★★★★★か→27年度燃費基準+20%達成カノン車(非課税) | |
| 23. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 24. ★★★★★か→27年度燃費基準+15%達成カノン車(非課税) | 25. ★★★★★か→27年度燃費基準+15%達成カノン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | |
| 26. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 27. 23～26に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100) | 27. 23～26に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100) | |
| 27. 23～26に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100) | 28. 5t超3.5t以下バス・トラック) | 28. 5t超3.5t以下バス・トラック) | |
| 28. ★★★★★か→27年度燃費基準+15%達成カノン車(非課税) | 29. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(非課税) | 29. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(非課税) | |
| 31. ★★★★★か→27年度燃費基準+5%達成カノン車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 32. ★★★★★か→27年度燃費基準+5%達成カノン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 30. ★★★★★か→27年度燃費基準+5%達成カノン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | |
| 34. ★★★★★か→27年度燃費基準+5%達成カノン車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 33. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 33. ★★★★★か→27年度燃費基準+10%達成カノン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | |
| 36. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ダイーゼル車(非課税) | 37. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ダイーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 35. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | |
| 38. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 40. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ダイーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 40. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ダイーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | |
| 39. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 42. 28～41に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100) | 42. 28～41に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100) | |
| 41. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 44. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ダイーゼル車(非課税) | 44. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ダイーゼル車(非課税) | |
| 43. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 47. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ダイーゼル車(非課税) | 47. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ダイーゼル車(非課税) | |
| 45. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 49. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 49. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ダイーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100) | |
| 46. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ダイーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100) | 52. トラグドインハイトリッド自動車(非課税) | 52. トラグドインハイトリッド自動車(非課税) | |
| 48. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ダイーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | | | |
| 50. 43～49に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100) | | | |
| 【その他の自動車】 | | | |
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車(30年排出ガス基準適合又は31.5t以下の自動車)又は21年排出ガス基準10%低減(非課税) | | | |
| 53. トラック・バス・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特別の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。 | | | |
| 15 上記4の01～50及び53のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。 | | | |
| なお、「構造」の欄については、車外重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A1」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A1」は次の要件のいずれにも該当する場合はいい、「A1」以外の場合のうち(ろ)に掲げる要件に該当する欄を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。 | | | |
| (イ) 最大積載量を車外重量で除した値が0.3以下となるものであること。 | | | |
| (ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。 | | | |
| (ハ) 運転室の前方に原動機を有するものであること。 | | | |
| 16 「バリエーション・ASV特例」の欄には、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。)のことをいう。 | | | |
| なお、「トラック」はけん引車及びけん引車を除いたもの(「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。)のことをいう。 | | | |
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上)<650万円控除> | 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満)<200万円控除> | |
| 05. ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車) | (3.5t超8t以下トラック)<350万円控除(■1.10.31まで)> | 04. ミニバーサルデザイントラック<100万円控除> | |
| 07. ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車) | (5t超12t以下バス等)<350万円控除(■1.10.31まで)> | 08. ASV(車間安定性制御装置搭載車) | (3.5t超8t以下トラック)<350万円控除(■1.10.31まで)> |
| 09. ASV(車間安定性制御装置搭載車) | (5t超12t以下バス等)<350万円控除(■1.10.31まで)> | 10. ASV(車間安定性制御装置搭載車) | (3.5t超8t以下トラック)<175万円控除(■1.10.31まで)> |
| 11. ASV(車線逸脱警報装置搭載車) | (20t超22t以下トラック)<175万円控除(■1.10.31まで)> | 12. ASV(車線逸脱警報装置搭載車) | (5t以下バス等)<175万円控除(■1.10.31まで)> |
| 13. ASV(車線逸脱警報装置搭載車) | (5t超12t以下バス等)<175万円控除(■1.10.31まで)> | 14. ASV(車線逸脱警報装置搭載車) | (12t超バス等)<175万円控除(■1.10.31まで)> |

15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <25万円控除(■1.10.31まで)>
17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <25万円控除(■1.10.31まで)>
19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5t以下バス等) <350万円控除(■1.11.1以降)>
21. A S V (車両安定性制御装置及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <25万円控除(■1.10.31まで)>
23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(■1.10.31まで)>
24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <350万円控除(■1.11.1以降)>
25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車両安定性制御装置搭載車両) (8t超20t以下トラック) <350万円控除>
26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <25万円控除(■1.10.31まで)>
27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <350万円控除(■1.11.1以降)>

17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 また、平成30年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する番号を枠内に記入すること。

なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

17

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかは棟号数、室番号又は○棟方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「管・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09.特種用途自動車」又は「10.その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。

11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。

12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。

13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック(ガソリン車)】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | | | | | |
|---------------------|---|--|---------|---|-------------------------------------|
| 01. ★★★ | か | 32年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★ | か | 32年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★ | か | 32年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★ | か | 32年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★ | か | 32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用：非課税、営業用：0.5/100) (■2.9.30まで) | | | |
| 06. ★★★ | か | 27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用：1/100、営業用：1/100) (■2.9.30まで) | | | |
| 07. 01~06 | に | 該当しないもの(自家用：1/100、営業用：2/100) (■2.9.30まで) | | | |
| 08. ★★★ | か | 32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用：1/100、営業用：0.5/100) (■2.10.1以降) | | | |
| 09. ★★★ | か | 27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用：2/100、営業用：1/100) (■2.10.1以降) | | | |
| 10. 01~04, 08及09 | に | 該当しないもの(2/100) (■2.10.1以降) | | | |
| 【2.5t以下トラック(ガソリン車)】 | | | | | |
| 11. ★★★ | か | 27年度燃費基準+25%達成(非課税) | 12. ★★★ | か | 27年度燃費基準+20%達成(非課税) |
| 13. ★★★ | か | 27年度燃費基準+15%達成(自家用：1/100、営業用：0.5/100) | 14. ★★★ | か | 27年度燃費基準+10%達成(自家用：2/100、営業用：1/100) |
| 15. 11~14 | に | 該当しないもの(2/100) | | | |

【その他の軽自動車】

16. 電気駆自動車、天然ガス駆自動車(30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
上記14の01~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(イ) 最大積載量を車面総重量で除した値が0.3以下となること。
(ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(ハ) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

軽自動車税(種別割) 申告書(報告書)

市町村長 殿

年 月 日

次のとおり申告(報告)します。

年 月 日

1. 新規取得(新車)	2. 新規取得(中古車)	3. 移転
4. 転入	5. 転出	6. 抹消
7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)		
8. その他()		

取得・変更・廃車等/年月日	初年度検査(届出)年月
年 月 日	年 月 日

運輸支局等	車種区分	かな	番号
□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□
(右詰で記入)		(右詰で記入)	

住所又は所在地	種別	乗車定員	原動機の型式	長さ	幅	高さ	車台番号	燃料の種類
(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	1. 小型 2. 軽	人		cm	cm	cm		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()

納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	取得・変更・廃車等/年月日	初年度検査(届出)年月
(印)	□□□□□□□□□□	年 月 日	年 月 日

所有者	住所又は所在地	所有形態
氏名又は称	□□□□□□□□□□	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()

使用者	住所又は所在地	申告外わ りたる者 に当該 報告書 に	氏名 又は 称	電話番号
氏名又は称	□□□□□□□□□□			()

旧所有者	住所又は所在地	種別率 割の特 例
氏名又は称	□□□□□□□□□□	1. 電気・天然ガス(30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス 基準10%低減) 2. ★★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成の乗用車 3. ★★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成の乗用車 4. ★★★★★★かつ27年度燃費基準+45%達成のトラック(貨物) 5. ★★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成のトラック(貨物)

※この欄には記入しないこと。

第33号の4の2様式記載要領

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

平成 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は都道府県コード	
------------------	--

市町村長
知 事

平成 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定により、下記の者から同条第2項（第9項）に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項（第12項）の規定により下記のとおり通知します。

住 所		性 別	男 女
		生年月日	明・大 昭・平
フリガナ		電話番号	
氏 名		合計 寄附金額	円
個人番号			

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額をいいます。